令和元年台風第１５号及び第１９号による災害を踏まえた緊急要望

本年９月に関東地方を直撃した台風第 15 号では、暴風で電柱や鉄塔が倒壊するとともに、倒木や飛来物が原因で電柱や電線が多数破損し、大規模停電が発生した。

また、多くの住家被害が発生しているが、大半が屋根瓦破損などの一部損壊であり、国により、災害救助法による救済措置は講じられたものの、法の適用がない地域の住家被害に対応することは、自治体による大きな負担となることが想定される。

さらに、10 月 12 日から 13 日にかけて、強い勢力を維持して上陸した台風第 19 号は、観測史上最大の降雨となるなど、東日本全体に記録的な豪雨をもたらし、各地で河川の氾濫、がけ崩れや土砂の流出により多大な被害が発生しており、今後、さらに被害の拡大が予想されている。

今回の台風への対応の検証は、これから本格的に実施されるが、いつ発生するかわからない台風による災害への備えは喫緊の課題であることから、国において、早急に対策の充実強化を図るよう、下記事項について要望する。

１　速やかな人命救助活動の実施について

未だ行方不明者がいることから、迅速な捜索・救助に全力を挙げて支援すること。

２　公共土木施設等の災害復旧事業の早期実施について

（１）浸水被害を受けた被災地の状況把握や、早期に被災者の生活再建を図るため、浸水箇所の排水を迅速に行うことができるよう、排水ポンプの増強や排水ポンプ車等による支援を行うこと。

（２）被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

また、被災地域が広範囲に及び、被災施設も多数に上ることから、東日本大震災と同様に机上査定で行う要件を緩和するなど、柔軟な運用や手続きの簡素化を図ること。

さらに、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について、地方負担の軽減を図ること。

（３）災害復旧事業の実施にあたっては、再度の災害発生を防ぐため、原型復旧だけなく、改良復旧を積極的に推進すること。

特に、堤防が決壊した国管理河川については、迅速な復旧を図るとともに、抜本的な再発防止策を講じること。

３　復旧・復興に必要な人材の派遣について

（１）迅速な応急・復旧や被災者への生活再建支援など、さらに多くの人材が必要となることから、自衛隊をはじめ各分野における専門家や、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等の派遣など、必要な支援を行うこと。

なお、地方自治体職員の全国的な派遣調整については、被災地における多職種間での緊密な連携が図れるよう、省庁間で十分な調整を行うこと。

（２）地方自治体が職員派遣などに要した経費について、応援団体に負担が生じないよう、支援措置を充実すること。

４　激甚災害の早期指定等の財政支援について

（１）公共土木施設、上下水道施設、農地・農業用施設、林地・林業用施設、漁港・漁業用施設、文化財等の災害復旧等を円滑かつ早急に行うため、本災害について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を速やかに適用すること。

（２）県及び市町村が行う応急対策や被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要するため、普通交付税の繰上交付、特別交付税の配分、災害復旧事業に係る予算の確保に特段の配慮を行うこと。

５　災害廃棄物の処理等について

（１）膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業について、半壊以下の家屋についても事業の対象とするなど、予算の確保及び早期の採択を行うこと。

　また、道路に大量の災害廃棄物が集積・放置され、通行に支障が生じ、早期の復旧・復興の大きな妨げになっていることから、都道府県が道路管理者として緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象とすること。

（２）災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

６　被災者の生活再建支援

　被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の交付金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。

　また、被災者支援にあたる自治体の労務や財政負担が過重にならないよう、十分に配慮すること。

７　病院、社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援について

　浸水等の被害を受けた病院、社会福祉施設、学校教育施設等に甚大な被害が生じているため、早期に復旧、再開ができるよう、必要な支援を行うこと。

８　商工業や農林業等への支援について

（１）商業施設や工場等の事業所が冠水するなど、事業者に甚大な被害が生じているため、本災害により影響を受けた事業者が迅速に事業再開できるよう、必要な支援を行うこと。

（２）農林業の生産活動の再開のため、生産施設・機械の復旧等の支援や農業共済金の早期支払いなど、必要な支援を行うこと。

９　観光産業に対する支援について

旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信と、誘客のための取組に対する支援を行うこと。

10　総合的な治水・土砂災害対策の推進について

土砂・流木の流出による被害が発生している箇所については、二次災害防止対策や応急対策の実施において、あらゆる支援を実施すること。

また、今後の大規模災害に備え、ハード・ソフト対策などを総合的に推進すること。

11　ライフライン対策

大型で強い台風による暴風に備え、送電・配電施設の強靭化、非常用電源対策の強化に事業者とともに取り組むこと。

また、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込み等の情報について、国、ライフライン事業者、自治体が共有し、連携して対策が講じられるよう、対応策を検討するとともに、指定公共機関である事業者への指導に努めること。

12　洪水や土砂災害からの避難対策の強化

洪水や土砂災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時に適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用を含めた、防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること

13　国の補正予算の編成について

被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することから、これらに全力で確実に取り組めるよう、国において必要な補正予算を編成すること。

令和元年 10 月 16 日

全国知事会緊急広域災害対策本部　本部長
（全国知事会会長）
飯泉　嘉門

全国知事会緊急広域災害対策本部　副本部長
（全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長）
黒岩　祐治